

行橋市放課後児童クラブ運営業務委託 プロポーザル実施要領

本実施要領は、行橋市放課後児童クラブ運営業務を委託するにあたり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1. 委託業務名

行橋市放課後児童クラブ運営業務委託

2. 業務目的及び内容

別添の行橋市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおりとする。

3. 委託期間

運営期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

（詳細は、別添の行橋市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおりとする。）

準備期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4. 提案上限額

総額 838,966,000 円 以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和6年度 165,486,800 円

令和7年度 166,623,800 円

令和8年度 167,772,800 円

令和9年度 168,943,800 円

令和10年度 170,138,800 円

5. 選定方法

公募型プロポーザル

6. プロポーザル参加応募資格

本プロポーザルに関する参加資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加の応募にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2を準用する。
- (2) 平成27年度4月1日以降に放課後健全育成事業若しくはこれに類似する事業を運営した実績のある民間事業者等で法人格を有する者。（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）

- (3) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則（昭和 61 年行橋市規則第 12 号）に定めるところにより、競争入札の参加資格を有している者であること。
- (4) (3)に該当しない者で、参加申込書の提出を行う場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書の原本を参加申込書に添えて提出すること。なお、本プロポーザルにおいて最適候補者となった場合は、契約締結時までに、入札参加資格者名簿の登録手続を完了すること。
- (5) 行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 24 年告示第 43 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間にないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務委託の参加申込前 6 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を振り出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく再生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、手続開始決定日以降において行橋市の入札参加資格者名簿に登録された者を除く。）。
- (8) 日本国内に営業所等を有し、緊急時、平時を問わず、迅速に対応できる法人であり、放課後健全育成事業の十分な運営実績及び能力を有していること。

7. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールは以下のとおり。

なお、下記スケジュールは予定のため変更する場合もあり、その際は事前に連絡を行う。

令和 5 年 10 月 5 日（木）	公募開始及び参加申し込み、質問受付開始
令和 5 年 10 月 13 日（金）	質問受付締切り
令和 5 年 10 月 20 日（金）	質問及び回答の公開
令和 5 年 10 月 26 日（木）	公募締切り、参加申込書等（一次審査資料）の提出締切り
令和 5 年 10 月 30 日（月）	参加資格審査（一次審査）
令和 5 年 11 月 6 日（月）	参加資格確認結果（一次審査結果）決定通知
令和 5 年 11 月 17 日（金）	提案書等（二次審査資料）提出締切り
令和 5 年 11 月 28 日（火） 予定	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）（※参加者多数の場合は 11 月 29 日（水）含めた 2 日間で実施予定）
令和 5 年 12 月 6 日（木）	審査結果の通知・公表（※予定）

令和5年12月中旬

契約交渉開始（※予定）

※各実施日は、審査委員会の判断により適宜調整することがある。

※書類受付は、土日祝祭日を除く9時から17時までとする。

8. 質問の受付及び回答

(1) 市への質問

質問は、文書（書式自由。ただし規格はA4判）により提出すること。提出は、電子メールによるものとし、電話やファックスによる質問は受け付けない。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、担当者氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記し、送信後の到達確認連絡は電話にて必ず行うものとする。

(2) 受付期間

令和5年10月5日（木）から令和5年10月13日（金）15時まで

(3) 質問の担当課

行橋市教育委員会 学校管理課

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

送付先：電子メールアドレス gakkokanrika@city.yukuhashi.lg.jp

到達確認電話連絡先：0930-25-1111（内線1346）

(4) 回答方法

令和5年10月20日（金）17時までに、質問及びその回答を、市のホームページに掲載する。

9. 参加申込書及び提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

本提案への参加を希望する者は、以下の提出方法により参加申込書等提出すること。提出期限までに参加申込書等の提出がない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 提出方法

〈参加申込書〉

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

〈提案書〉

9部を持参又は郵送（書留郵便に限る）

※一式を製本し、1部のみに社名等の記載及び押印を行い、残り8部については審査の際に提出者が特定できない状態（黒塗り等）で提出するものとする。

(2) 提出先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会 学校管理課（東棟3階）

※封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

(3) 提出書類

次のとおりとする。留意事項については、10を参照すること。

	提出書類	サイズ等	枚数制限等	提出部数
参加申込書等	<p>① 参加申込書（様式第1号）※法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書及び登記事項証明書の原本（応募資格(4)該当者）を添付</p> <p>② 会社概要（様式第2号）</p> <p>③ 法人役員名簿（様式第3号）（※応募資格(4)該当者）</p> <p>④ 財務諸表（任意様式） 貸借対照表, 損益計算書及び株主資本等変動計算書（各直近3事業年度分） ※株式会社でない場合、法人形態によって作成が義務付けられている決算書類（直近3事業年度）を提出すること。また、財務諸表若しくは決算書類等には監査報告書、公認会計士・税理士等専門家が確認したことを証する書類等を添付すること。</p> <p>⑤ 事業実績（様式第4号）</p>	A4	なし	正本・副本各1部 (合計2部)
提案書等	<p>⑥ 行橋市放課後児童クラブ運営業務委託提案書（以下「提案書」という。）（様式第5号）※提案書提出書（鑑）は正本のみ1部添付すること。</p> <p>⑦ 参考見積書（任意様式 但し、各年度における各児童クラブの委託費の内訳を必ず記載したもの）</p>	A4	⑥については両面10枚以内（添付したものを含む 鑑は枚数に含めない）	9部 ※一式を製本し、正本1部のみに社名等の記載及び押印を行い、残り副本8部については、審査の際に提出者が特定できない状態（黒塗り）で提出するものとする。

(4) 提出期限

参加申込書等：令和5年10月26日（木）17時（必着）

提案書等：令和5年11月17日（金）17時（必着）

10. 提案書等に係る留意事項

- (1) 提案書の内容は、当該業務の11の評価基準に照らし、極力簡潔なものとする。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
- (3) 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して「行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- (5) 特定された提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- (6) 書類の作成に用いる言語は日本語（10ポイント以上）、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

11. 提案書を特定するための評価基準

(1) 審査（配点 550 点） ※実績評価点 40 点 提案内容評価点 510 点

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価得点
関連業務 実績	実績内容	平成 27 年度以降に放課後児童クラブ運営事業委託業務(放課後健全育成事業)の実績があり、各自治体から受託した1年以上の運営実績に基づき、施設数に応じて4段階で評価。 A：実績が10件以上 B：実績が5件から9件 C：実績が2件から4件 D：実績が1件 (※注記 評価係数は A=1.0、B=0.8、C=0.6、D=0.4 とする。)	40
I 放課後児童クラブの運営を行うにあたっての基本理念等について	業務理解度及び方針、実施方法、具体性及び現実性等	的確な現状、課題意識等に基づき、実現可能な実施方法や計画が示されているか。	60
II 参考見積書	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	数値化しない

評価項目	評価の着目点		
		判断基準	評価得点
Ⅲ 事業の運営	職員及び職員の研修計画について (1, 2)	仕様書に基づいた人員の確保や緊急時の応援体制、また、放課後児童支援員資格の取得及びキャリアアップ等が期待できる場合に評価する。	60
	保育について (3, 4)	考え方や重視する事項が児童にとって有益な保育につながると期待できる場合に評価する。	60
	サービス向上, 苦情対応, 児童虐待防止に関する取組み及びその他	児童及びその保護者の満足度を高め、高い信頼を得ることにつながると期待できる場合に評価する。	60
Ⅳ 個人情報の保護の措置	実施内容	個人情報保護に関する認定を受けている場合や個人情報保護対策について配慮されている場合に評価する。	60
Ⅴ 緊急対策等	実施内容	危機管理マニュアル及び緊急連絡体制の有無、防犯・防災の取組みに応じて評価する。	60
Ⅵ その他特記事項	独自提案	上記に限らない手法で、行橋市にとって有益な独自、又は新規の企画提案となっている場合に評価する。	120
プレゼンテーション・ヒアリング	事業への意欲等応答性	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションを通じ、論理性、説得力、事業への意欲が強く感じられるか ・質疑に対する応答が明確、かつ迅速であるかどうか 	30

12. プレゼンテーションの実施

提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

(1) 日程及び場所等

実施日程：令和5年11月28日（火）（予定）

※参加者多数の場合は11月29日（水）含めた2日間で実施予定。

実施場所：行橋市役所東棟 3階 301・302会議室

※プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明20分、質疑・応答30分、片付け5分の計60分を予定している。

- ア プレゼンテーションは、本市に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、軽微な修正の場合はこの限りではない。
- イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。
- ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。
- エ 出席者は2名以内とし、配置予定の事業運営管理者のうち、1名は必ず出席すること
- オ プレゼンテーションは、配置予定の事業運営管理者を中心に実施すること。
- カ 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。
- キ 当該プレゼンテーションを欠席した場合や指定の時間に遅れた場合は、提案を辞退したものとみなす。
- ク プレゼンテーションに係る経費は、参加者が負担するものとする。

1.3. 審査及び契約について

- (1) 参加申込者が多数の場合は、関連業務実績の評価点の高い順に4者選定し、提案書の審査を行うものとする。関連業務実績の評価点と同点の場合は、事業箇所数の総計が大きい者を高順位とする。
- (2) 審査等については行橋市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査委員が評価項目ごとに審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。なお、同点が2者以上になった場合は、参考見積書の低い方を優先交渉権者として特定する。次点者についても同様とする。
- (3) 審査は、合計点数が最も高い提案者を特定する方式とする。
- (4) 提出事業者が1者のみの場合であっても、審査・協議の上、決定する。
- (5) 評価点の合計得点が330点未満の者は優先交渉権者並びに次点者に特定しない。
- (6) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
 - ① 審査後に提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。
 - ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - ④ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

1.4. その他の留意事項

- (1) 提案は1者につき1提案とする。
- (2) 提案書の提出を辞退したものは、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。

- (3) 提出された提案書は返却しない。なお、提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 提案書提出後において、原則として当該提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (5) 提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 以下の場合は失格とする。
 - ① 提出された書面に虚偽の記載があった場合。
 - ② 不正又は公平さを欠く行為等があったと認められた場合。
 - ③ 参加申し込みの要件を満たすことができなくなったとき。
 - ④ 見積額が各年度の上限額を超える場合。

15. 連絡・照会先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会 学校管理課 学務係 (担当：丸塚)

TEL 0930-25-1111 FAX 0930-24-3441

電子メールアドレス gakkokanrika@city.yukuhashi.lg.jp